別表第七中

三等陸士 三等海士 三等空士	六月

を削る。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「有し、かつ、二等海士以上の階級である」を「有する」に改める。

第七条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　自衛官候補生

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

第三条　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　自衛官候補生にあつては、自衛官候補生手当及び扶養手当の月額の合計額に食事代の月額として防衛大臣が定める額を加えた額を三十で除して得た金額

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第四条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（自衛官候補生としての任用期間が三月でない者の退職手当の計算の基礎となる日数）

第八条　法第二十八条第一項第一号に規定する防衛省令で定めるところにより算定した日数は、自衛隊法第三十六条第一項の規定による任用期間に係る日数から自衛官候補生としての任用期間に係る日数を減じて得た日数を同項の規定による任用期間に係る日数で除して得た率に、法第二十八条第一項第二号に定める日数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行規則別表第二から別表第四までの改正規定は公布の日から、第一条中自衛隊法施行規則別表第二㈠イの表階級章の項の改正規定、別表第二の図㈠イ甲階級章の図の改正規定、同表の図㈠イ乙階級章の図の改正規定、別表第三㈠イの表女性帽章の項の改正規定、同表階級章の項の改正規定、別表第三の図㈠イ女性帽章の図の改正規定、同表の図㈠イ乙階級章の図の改正規定、別表第四㈠イの表階級章の項の改正規定及び別表第七の改正規定、第二条中防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則第一条の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第五条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされる三等陸士に対する自衛隊法施行規則別表第二及び別表第七の規定の適用については、第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第六十六号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　アラン・オブライアント　東京都港区六本木一丁目五番十七号

○法務省告示第三百十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月十日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所　和歌山県行政書士会　和歌山県和歌山市九番丁一番地

認証年月日　平成二十二年五月二十五日

○外務省告示第二百九十号

平成二十一年十二月二十六日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成十二年八月二十五日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになったスービック港湾開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成二十二年十二月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十二年六月十日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百九十一号

平成二十二年五月三十一日にダルエスサラームで、ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ニューバガモヨ道路拡幅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十八億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　中川坦在タンザニア大使

タンザニア側　ラマダニ・キジャ財務経済次官

平成二十二年六月十日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第二百九号

財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十日

財務大臣　野田　佳彦

別表を次のように改める。

別表

一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づく手続等（第六十五条第二項に基づく手続等を除く。）

二　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）に基づく手続等（第三十五条の五第二項に基づく手続等を除く。）

三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく手続等（第十三条第二項に基づく手続等を除く。）

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に基づく手続等

五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく手続等（第七十九条の三十七第五項、第七十九条の四十、第七十九条の七十五から第七十九条の七十七まで、第七十九条の七十九、第百八十六条第二項、第百八十七条及び第百九十四条の五第二項に基づく手続等を除く。）

六　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）に基づく手続等（第二十五条の二第二項に基づく手続等を除く。）

七　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に基づく手続等

八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく手続等（第九条の二の二第一項、第九条の二の三第一項、第九条の六の二第一項、第九条の六の二第四項、第九条の九第五項、第二十七条の二、第三十一条、第三十五条の二、第四十二条第八項、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の五、第六十二条第二項、第六十二条第四項、第六十六条、第百四条第一項、第百五条第一項、第百五条の二に基づく手続等及び主務大臣の権限が国税局長に委任された手続等を除く。）